

(要旨)

平成21年度一般会計補正予算に中学生海外派遣交流事業として、債務負担行為補正、限度額670万円が計上されています。

中学生海外派遣交流事業は、見直すべき事業ではないかと思えます。

今年は新型インフルエンザの影響で中止されましたが、一昨年を例にあげますと、10人の定員に、27人の応募がありました。希望する生徒は、校長の推薦書を添えて応募します。面接、書類審査のうえ、審査委員会（教育長、教育委員長、教育部長、校長ほかが委員）によって、10人の生徒が決定されています。試験を受けるわけでもない。生徒はどのような基準で選ばれるのでしょうか。選ばれなかった生徒は、どのように思うのでしょうか。不公平さを感じます。

また金銭的な面から見ますと、町は一人につき30万円を最高限度額として補助し、個人生徒は10万円にパスポート申請費、健康診断等にかかる費用を負担します。海外に行きたい生徒の誰もが、応募できるでしょうか。個人負担金10万円を、とても払えないような家計の厳しい家庭もあるでしょう。実際、就学援助費の受給児童、生徒が合計85人増加したため、629万円が、21年度補正予算として本会議に提出されています。厳しい経済状況の影響がうかがえます。このような意味で、希望する生徒の誰もが、応募できる環境にないなかでの中学生海外派遣交流事業は、不公平であると思えます。

海外を体験することは、すばらしいことですが、今のやり方には反対であり、中学生海外派遣交流事業は見直すべきです。

請願第22号、23号、24号のボートピア建設計画の白紙撤回、中止を求める請願  
上記の請願に賛成の討論

(要旨)

請願第22号の「町民の矜持が許さないボートピア設置計画の中止を求める請願」は、津幡町がギャンブル場で町の活性化を図ることは町民の誇りを傷つけるので、民意に沿ってボートピア設置計画を中止してほしいというものです。

ボートピアに町の活性化を期待する議員に欠けていたのは、町民の多くがボートピアに反対する真の理由への理解であるといっています。ギャンブル場で町興しをすることに町民は大きく誇りを傷つけられていることこそが、町民がボートピアに反対する大きな理由なのだと言っています。

畑に出ていたあるおじいさんが言っていたそうです。「ギャンブルに頼らんならん町やったんか。そんな町にいつからなってしまうたんか、情けない、恥ずかしい」と。

わたしたちが生きていくときに、誇りがどれだけ大切なものか、ボートピアに賛成する議員のみなさんに、もう一度考えていただきたい。

請願第23号の「(仮称)ボートピア津幡建設計画の中止を求める請願」は、市民グループ

「風」からの請願で、「砺波市百年の計に照らし、将来に禍根を残すポートピアの建設に反対することを決議する」という砺波市のポートピア建設に反対する議会決議文を取り上げ、津幡町議会が、再度検討を重ね（仮称）ポートピア津幡の建設計画の中止を議決することを求めたものです。

そして請願第24号の「石川と富山を結ぶ主要幹線道路そばに誘致する（仮称）ポートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願」は、地域交流の要となる主要道路をギャンブル場から守り、心がやすらぐまちを実現するために場外舟券売り場はいらんとして、ポートピアの白紙撤回を求めています。富山県の富山工業高等専門学校と富山商船高等専門学校が合併し、新しくスーパー高専として生まれ変わった富山高等専門学校。この富山高等専門学校と津幡町の石川工業高等専門学校との学術交流、地域交流、文化交流の上でも、ギャンブル場があってはならないという、石川工業高等専門学校有志による請願です。

この3つの請願は、ギャンブル場が津幡町にはいかにふさわしくないか、富山と石川を結ぶ主要道路には、ギャンブル場はいらんとして、そしてギャンブル場は津幡町民の誇りを傷つけるものだと主張し、この計画の白紙撤回、中止を求めています。

ポートピアなんぶのように、わずか年間580万円の環境整備費を、将来、津幡町が期待することになるかもしれないし、その可能性は、売り上げが減少している全国各地のポートピアを見れば、十分に考えられます。

今までポートピアに賛成してきた議員の方々に、ポートピア建設計画の白紙撤回、中止の請願に賛同していただきたい。

#### 請願第25号 町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願 上記の請願に賛成の討論

（要旨）

請願第25号 「町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願」に賛成の討論をします。

常任委員会の傍聴は、すでに条例で認められていることです。しかし津幡町議会では、傍聴することはできません。なぜでしょうか。

それは常任委員会の委員長が、傍聴を認めないからです。傍聴を認めない理由は何か。

町民が常任委員会の傍聴を求め続けて、もう3年がたとうとしています。議案が委員会に付託されるたびに、毎回傍聴の許可を、町民は求め続けてきました。しかし一度も傍聴が許可されたことはありません。

どんな理由があるにせよ、条例で認められている傍聴が、なぜ3年間も許可されないままなのか。いつまで、町議会はこのようなことを続けるつもりなのか。

条例で認められている委員会の傍聴を許可することを求める請願を、いまこの議会で採択すべきです。